

秋田県聴覚障害者支援センター通信

第7号

2022. 3発行

みみこみ Ver.2.0

手話動画の公開について

秋田県聴覚障害者支援センターでは、秋田県の地域に生きるろう者が暮らしの中で紡いできた「秋田の手話」が、この先もずっと続いていくことを願い、手話動画を作成しました。

地域のろう者の豊かな手話表現そのままを見ていただくため、あえて映像に字幕を付けておりません。ご本人確認のもと、内容を文にまとめました。

この映像をとおし、手話という豊かな言語に触れ、地域のろう者の暮らしや思いを知ってほしいと思います。

ホームページ上で公開し、DVDにしたものを貸出しております。

動画は、継続して作成予定です。自分の話す「秋田の手話」を映像として残したいとお考えの方は、是非センターへお知らせ下さい。



2021（令和3）年度 手話通訳者全国統一試験

令和3年12月4日（土）手話通訳者全国統一試験を実施しました。今回は14名の方が受験されました。

今回の試験の合格者は、直ちに秋田県意思疎通支援者（手話通訳）登録試験の合格者として認定されて、令和4年度から登録通訳者として活動されることとなります。

2021年度全国統一要約筆記者認定試験

令和4年2月20日（日）全国統一要約筆記者認定試験を実施しました。今回は手書き9名、PC19名（うち、重複受験3名）が受験されました。

この試験に先立ち、1月10日（手書き）、1月22日（PC）の試験対策講座を実施しております。講師として全国要約筆記問題研究会からオンラインでの講師派遣を受けました。

オンラインでの実施となったため、多少手間取る場面がありましたが、密度の濃い研修が出来ました。

各種意思疎通支援者養成事業について

下記の日程で実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響により延期した講座もあり、ご協力いただいた皆様にはご難儀をお掛けしました。また、まだ実施中の講座につきましては、引き続き最後までよろしくお願いいたします。

- 秋田県手話通訳者養成研修会（手話通訳Ⅰ）
※新型コロナウイルス感染症の影響により延期して実施中
（3月中に終了予定）
- 秋田県手話通訳者養成研修会（手話通訳Ⅱ）…修了者4名
令和3年5月15日～11月27日
- 秋田県手話通訳者養成研修会（手話通訳Ⅲ）…修了者9名
令和3年7月3日～9月25日
- 秋田県要約筆記者養成講座（パソコン）…修了者8名
令和3年7月3日～11月13日
- 秋田県盲ろう者向け通訳・介助員養成講座…修了者9名
令和3年6月1日～8月10日

発行元：〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階

秋田県聴覚障害者支援センター

TEL:018-874-8113 FAX:018-862-1820 MAIL:akita-chokaku@fukinoto.or.jp

派遣実績

手話通訳

	10月	11月	12月	1月	2月
市町村事業	12	8	13	7	5
県事業	0	13	3	24	15

要約筆記

	10月	11月	12月	1月	2月
市町村事業	0	0	0	0	0
県事業	4	10	2	13	13

盲ろう者向け通訳・介助員

	10月	11月	12月	1月	2月
県事業	15	14	9	5	5

電話リレーサービスを活用しましょう



総務省

手話や文字でのコミュニケーション！

音声でのコミュニケーション！

きこえない人ときこえる人を「電話」でつなぐ

電話リレーサービス

リレーちゃん

聴覚や発話に困難がある方

車椅子や施設など

思いが伝わる

「電話リレーサービス」は、聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

電話リレーサービスは、こんな時に役立ちます。

- *緊急通報
- *仕事のやりとり
- *病院への連絡
- *家族や友人との会話

電話リレーサービスは、夜間も含め24時間、祝休日も含め毎日、双方向の電話によるやり取りが可能です。通院の予約変更や宅配便の再配達の連絡等々、電話での連絡が必要な場面は少なくありません。

日本財団電話リレーサービスのHPでは、登録から利用方法等が詳しく説明されています。

秋田県聴覚障害者支援センターでも、登録に関してお手伝いする事ができます。サポートを必要とする場合には、事前に予約してからお越し下さい。

成年年齢が、2022年4月から、現行の20歳から18歳に引き下げられます。私たちの生活にはどのような影響があるのでしょうか？

「成年年齢」はいつから変わるの？

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。これによって、2022年4月1日に18歳、19歳の方は2022年4月1日に新成人となります。

成年に達すると変わることは？

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。

18歳（成年）で出来る事	20歳で出来る事（変更なし）
○親の同意なく契約出来る ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・部屋を借りる 等	○飲酒 ○喫煙 ○競馬、競輪等の投票権の購入 等

一人で契約する際に注意する事は？

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

本人が成年として扱われる事のメリットとデメリットを理解して、負う責任について理解する必要があります。